

特集 《弁理士会の新しい取組み》

平成 20 年度にスタートした 法定義務研修

研修所所長 伊藤 高英



1. はじめに

弁理士制度は平成 21 年に創設 110 周年を迎える。

その 1 年前の平成 20 年に全弁理士ならびに弁理士登録を希望する者が受講する法定義務研修がスタートした。

この法定義務研修は日本弁理士会（以下「弁理士会」という）が永年弁理士法改正を望んでいたことが認められて平成 19 年の弁理士法改正をもって実現した。具体的には、弁理士登録を希望する者に対してその登録前に弁理士としての基礎的な素養を身につけることを目的とした登録前の義務研修である「実務修習」を取り入れ、更に、既登録の全弁理士の資質を向上させることを目的とした義務研修である「継続修習」を取り入れた。

以下に、法改正の審議における弁理士会の研修実績の寄与、法定義務研修の準備、法定義務研修の実施の順に説明する。

2. 法定義務研修を可能とさせた研修実績

法定義務研修が認められた理由の 1 つに、それまでに実行されて来た弁理士会の研修実績が挙げられる。

平成 17 年度から平成 18 年度にわたる政府による弁理士法改正の検討過程において、目指している法定義務研修が実行できる研修環境が整っているか否かが検討課題に挙げられた。

その際に、弁理士会の研修においては、既に e-ラーニングシステムを導入しており、全国の全会員がいつでも、どこでも、何度でも視聴可能な e-ラーニングを実行しており、全弁理士が機会均等に研修を受講できる体制を採用していた。

この e-ラーニングの研修手法があるならば、実務修習においては、全国に広く分布する弁理士試験合格者に対して参入障壁となるような過度の負担を強いることなく研修受講可能な環境が整えられていると認められ、法定義務研修を適正に実行できると評価され、

政府による検討を法定義務研修の実現に向けて一歩進めることに寄与したと聞いている。

3. 法定義務研修の準備

平成 19 年度に入ると、特許庁総務部長の主催する「弁理士の実務修習制度等に関する検討会」が開催され、法定義務研修の具体的設計がなされ、同年 10 月に報告書が公表された。この検討会の審議の進行と決定事項に対応しながら、弁理士義務研修支援システムの構築、e-ラーニング、継続研修、実務修習及び研修広報等の準備を進めた。継続研修制度は平成 20 年 4 月 1 日に施行され、実務修習制度は平成 20 年 10 月 1 日に施行されることに決定された。法改正から施行までの期間が非常に短いため、迅速な準備作業が必要とされた。

3.1 弁理士義務研修支援システムの構築

法定義務研修における受講者は、8000 名近い弁理士及び 600 名内外の弁理士登録希望者である。これらの受講者が機会均等に研修を受講ことができ、研修科目、研修スケジュール、研修受講状況、受講管理等に関する研修情報を、受講者と弁理士会との相互間において円滑、かつ、確実に交換できるシステムの構築が必要とされた。

そこで、平成 19 年度まで実行されていた e-ラーニングシステムを改造して、新たに弁理士義務研修支援システム（以下「研修支援システム」という）を構築した。

この研修支援システムにおいては、弁理士会側と受講者側との間で WEB を通して研修情報を交換することを基本構成としている。受講者は WEB を通して研修支援システムにアクセスすることにより、e-ラーニングコンテンツの視聴、自己の受講履歴や各種の研修情報を確認することができる。弁理士会側は研修支援システムのサーバに各種の研修情報を登録して受講

者に提供する。その情報としては、e-ラーニング関連情報、集合研修情報、受講者各位の受講履歴、お知らせ等の法定義務研修に必要とされる情報がサーバに登録される。

更に、インターネットプロバイダーのサポートセンター的な役割を果たすヘルプデスクを立ち上げて、研修支援システム等に関する受講者の質問に答えることとした。

3.2 e-ラーニングの準備

継続研修及び実務修習の研修方法はe-ラーニングと座学による集合研修（以下「集合研修」という）とで実行されることとなった。

e-ラーニングについては、平成 19 年度まで実行されていたコンテンツの構成を法定義務研修に合わせて変更した。具体的には、第 1 に、300 名が同時にアクセスしても視聴可能な回線の容量を確保し、第 2 に、コンテンツの途中の章に設問を設け、最初の視聴の場合に限って、所定の正解率以上の正解をした場合のみ、その後の章に進むことができる仕組みとした。

また、e-ラーニングのコンテンツの豊富化を図った。e-ラーニングのコンテンツは大別すると、e-ラーニング用のみのためにスタジオ撮りしたものと、集合研修をビデオ撮りしてe-ラーニング用に編集したものの 2 種類がある。特に、全員が受講しなければならない必修科目については早期に集合研修を開催することが必要であり、その集合研修をe-ラーニング化して全国に広く分布する全弁理士が視聴可能とする必要性があった。コンテンツの豊富化は今後も継続して進め、アーカイブ化を図ることとなる。

3.3 継続研修の準備

継続研修においては、全弁理士が 5 年間で 70 時間（倫理研修 10 時間＋業務研修 60 時間以上）以上の研修受講義務がある。

倫理研修は必修科目とされ、弁理士倫理を課題とし、e-ラーニング 5 時間を先に受講し、その後に集合研修 5 時間を受講することで構成されることとなった。平成 19 年当時で約 7500 名の全弁理士が、同時期に倫理集合研修を受講することは負荷が非常に大きく、実現は不可能に近いために、全弁理士を登録年度の西暦年の下 1 桁に応じて 5 グループに分けて実施する研修期間が設定された。倫理研修の講師、e-ラーニング

コンテンツの作成、テキストの作成、集合研修の実行方法等について、コンプライアンス委員会を中心とした倫理研修の講師経験者等の協力を得て、具体的な準備作業を進めた。

業務研修は弁理士の資質を向上させることを目的とし、e-ラーニングと集合研修とで実行することとなった。したがって、e-ラーニングのみで業務研修を受講することも可能である。業務研修は、必修科目（5 年間で約 20 時間程度）と選択科目とに分けられることとなった。必修科目は、法改正や知的財産に関する重要施策等に関するものであり、全弁理士が必修科目毎に設定される研修期間内に受講しなければならないこととなった。選択科目は、弁理士の専権業務と周辺業務に関するもの等であり、用意されている研修科目から各弁理士が選択して受講することとなった。

業務研修の「みなし研修」として、認定外部機関の実施する研修の受講、講師活動、著作執筆活動、弁護士の特例等が取得単位の上限を定めて採用されることとなった。また、一定の理由による研修受講の免除・軽減が認められることとなった。また、一方では研修受講が必要単位数に満たない場合には相応のペナルティーが科されることとなった。

平成 19 年度末には、弁理士会内の関係例規の制定又は改正について弁理士会総会における承認を得てその後、全弁理士、研修を実行する会内の諸機関等、会外の外部機関等に継続研修のしくみを広報して周知化を図った。広報のために、「継続研修に関するガイドブック」、「継続研修クイックガイド」、「弁理士義務研修支援システム 利用マニュアル」を作成した。

3.4 実務修習の準備

実務修習においては、弁理士登録を希望する者（平成 20 年 10 月 1 日以後における、弁理士試験合格者、弁護士となる資格を有する者、特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して 7 年以上になる者）が 12 月半ばから翌年 3 月半ばまでの間に 72 時間（e-ラーニング 45 時間＋スクーリング（集合研修）27 時間）の研修を受講することとなった。スクーリングを受講するためには 7 科目（後述する）の起案を提出することが条件とされた。また、一定の水準を満たせば、課程の一部免除が認められることとなった。

更に、実務修習は経済産業大臣が実行することが原

則であり、経済産業大臣は外部機関を指定修習機関として指定して実務修習を行わせることができるという法体系とされた。弁理士会は指定修習機関としての指定を受けて実務修習を実行することを目指して準備作業を進めた。

実務修習の e-ラーニング科目は、弁理士法、弁理士の職業倫理等の弁理士に関連する諸規定に関する科目、特許庁に対する産業財産権に係る出願業務に関連する科目、条約・審判等の弁理士業務に関連する科目である。

スクーリングは、東京、大阪及び名古屋において、約 3 ヶ月の間に隔週で 7 回実行することを目安に計画された。土曜日、日曜日、平日の夜間の隔週コースのほか、短期集中コースも用意することとした。スクーリングについては、1 クラス約 50 名のクラス編成とし、弁理士試験合格者数を予測して、クラス数、講師数、会場の確保を進めた。

平成 20 年 5 月にこれまでの新人研修における講師経験者を中心とした講師会議を開催して、講師を依頼するとともに、e-ラーニングコンテンツの作成、スクーリング科目の出題、テキスト、回答の作成をお願いした。なお、実務修習の講師資格は、弁理士経験が 7 年以上の弁理士とされた。

平成 20 年 9 月には、実務修習を実行するための弁理士会内の関係例規の改正について弁理士会総会における承認を得て、準備がほぼ整った。また、実務修習の受講を希望する者のために「実務修習のお知らせ」、「実務修習支援システム 利用マニュアル」を作成した。

4. 法定義務研修の実行

4.1 継続研修の実行

平成 20 年 4 月 1 日に改正法が施行され、継続研修制度がスタートし、8000 名近い弁理士による研修が一斉にスタートした。

平成 20 年度は 5 グループのうちの A グループ（弁理士登録年度の西暦下 1 桁が 3 と 8 の年度）に属する弁理士が 1 年間で 14 時間（倫理研修 10 時間及び業務研修 4 時間）の研修を受講する研修期間の経過措置の期限を迎える。

倫理研修については、平成 20 年度は、経過措置の期限を迎える A グループが倫理集合研修を優先的に受講できることとした。平成 21 年度以降は毎年優先

受講できるグループが変更することとなる。また、各支部においては、前記グループ分けに関係なく倫理集合研修を受講できることとした。

業務研修については、弁理士会内で用意した集合研修（例えば、平成 19 年度まで実行した研修科目と同様の研修科目や平成 20 年度に新たに企画した研修科目等）及び e-ラーニングとも弁理士による受講が順調に進んでいる。特に、必修科目の 2 科目の受講は順調に進んでいる。

また、e-ラーニングの視聴よりも集合研修を好む弁理士の存在を考慮して、e-ラーニングを研修会場において放映して希望者が受講する e-ラーニング上映研修を実行し、多数の弁理士が受講している。特に、e-ラーニング上映研修は、倫理研修及び必修科目の e-ラーニング研修に有力である。

外部機関による集合研修も盛んに実行され、多数の弁理士が受講している。この紙面を借りて各外部機関の継続研修の実行に対して感謝申しあげる次第である。

継続研修の研修計画は前年度中に翌年の研修計画を経済産業大臣に承認を受ける法制度になっているが、平成 20 年度は法律施行後に研修計画を年度途中に提出しなければならないという経過措置をとる必要があった。そのために外部機関の認定、外部機関による研修の認定も年度中途となり、弁理士並びに関係各機関に多大な不便をかけることとなり、紙面を通じてお詫び申しあげる次第である。平成 21 年度の研修計画は平成 20 年度中に経済産業大臣に提出し、承認を得ている。

みなし研修に分類される弁理士による講師活動、著作執筆活動に基づく受講申請も多数なされている。また、弁理士の特例申請や研修の軽減申請もなされている。

平成 21 年の 1 月と 3 月において、A グループの方々に対して、受講単位の確認と研修受講とを促すためにその時現在の各自の受講履歴をお知らせした。また、平成 21 年 3 月において、平成 21 年度末に経過措置の期限を迎える B グループの方々に対して、受講単位の確認と研修受講とを促すためにその時現在の各自の受講履歴をお知らせした。

更に、継続研修の仕組みについてより一層の周知化を図るために、制度の仕組みをアニメーションによってわかりやすく説明した CD「継続研修はわかり」

を作成して、平成 20 年 12 月に全弁理士に配布した。

4.2 実務修習の実行

平成 20 年 10 月 1 日に改正法が施行され、実務修習制度がスタートした。

改正法施行を待って弁理士会は経済産業大臣に対して指定修習機関としての指定を受けるための申請を行い、指定修習機関としての指定を受けた。

更に、指定修習機関としての指定を受けることを待って、平成 20 年度に実務修習を受講する可能性のある者に対して弁理士会のホームページにおいて実務修習の広報を行った。

実務修習の受講希望者は、弁理士会に対して、スクーリングを受講する地域とコースの希望と、受講免除の希望とを明示した申請を行うとともに、11 万 8 千円の受講料を払い込むことによりエントリーが完了した。弁理士会は、受講希望者に対して、スクーリング等に関する希望を考慮してクラス分けをして、「研修テキスト」、「e-ラーニング受講用の ID・パスワード」、「起案作成用課題」、「実務修習支援システム 利用マニュアル」等を送付して、実務修習の準備が完了した。

東京及び大阪において実務修習の開講式を開催して実務修習がスタートした。

e-ラーニングは 12 月 11 日から翌年 2 月 28 日まで配信された。

スクーリングは東京、大阪、名古屋の各会場でクラス毎に実施された。スクーリングの科目は、特許請求の範囲の起案、特許・実用新案、意匠及び商標の出願

の起案、特許・実用新案、意匠及び商標の中間手続の起案の 7 科目であり、特許・実用新案は機械・電気・化学にコース分けされた。

平成 20 年度の実務修習の受講生は 560 名であり、559 名が修了した。

平成 21 年 3 月下旬に東京及び大阪において実務修習の修了式を開催して、修了者に修了証を授与するとともに、弁理士登録に関する説明会を行った。

修了者は同年 4 月以降に弁理士登録を受けて、弁理士としての業務を開始することができる。

また、弁理士会においては、実務修習修了者を主たる対象者とした新人研修を同年 8 月から 10 月の予定で開催する。実務修習修了者は 4 月から 8 月までに実務経験をした後に新人研修を受講して、更なる弁理士としての素養を向上させることができる。

5. 終わりに

平成 20 年度は法定義務研修の開始された年度であり、受講者側も研修の提供側も全てが手探り状態で進められた。平成 21 年度は法定義務研修も定常的に実行する必要があり、受講者側も研修の提供側も規定に従って進む必要がある。

この法定義務研修が今後円滑に実行されることを祈念するとともに、法定義務研修の立上げに尽力いただいた特許庁関係者、外部の機関・団体及び同関係者、弁理士会内外の講師、弁理士会関係者等の皆様に謝意を表する。

(原稿受領 2009. 4. 7)